

第9回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究普及課

第9回独立行政法人評価委員会林野分科会

- 1 日 時 平成15年3月3日(月) 11:00~13:06
- 2 場 所 東京都千代田区霞が関 農林水産省共用第15会議室
- 3 出席者 井原委員 木平委員 小林委員 速水委員 宮城委員
井出専門委員 岡田専門委員 酒井専門委員 塚本専門委員 松田専門委員 横堀専門委員

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 評価基準の改訂について
 - (2) 林野分科会の当面の運営について
 - (3) その他
3. 閉 会

研究普及課長 それでは、予定の時間がまいりましたので、ただいまから独立行政法人評価委員会林野分科会を開催させていただきます。

通例ですと分科会会長に議事を進めていただくところですが、本日はこの後委員の皆様の互選によりまして分科会会長を選出いただくことになっておりますので、それまでの間、私の方で進行させていただきます。ご了承をお願いいたします。

本日は、去る2月14日に独立行政法人評価委員会委員もしくは専門委員に任命され、あわせて林野分科会委員もしくは専門委員に指名された方々がお集まりでございます。それでは、本日ご出席の皆様をご紹介申し上げます。五十音順で紹介させていただきます。座ったままでご挨拶いただければと思います。

まず、森林文化協会編集長の井原俊一委員でございます。

(以下、木平、小林、速水、宮城各委員、井出、岡田、酒井、塚本、松田、横堀各専門委員を紹介)

研究普及課長 井原委員、それから岡田専門委員、酒井専門委員、松田専門委員におかれましては、このたびご新任ということでございますので、よろしく願い申し上げます。

本日ご出席の委員・専門委員の皆様は以上のとおりでございますが、本日ご都合により欠席されております東京大学教授の有馬孝禮委員、江戸川大学教授の恵小百合委員、東京大学教授の古田公人専門委員が同じく2月14日付で委員・専門委員に任命され、当分科会委員・専門委員に指名されておりますのでご紹介いたします。

それでは、各委員ご就任後の最初の林野分科会でございますので、林野庁長官よりご挨拶申し上げます。

林野庁長官 おはようございます。林野庁長官の加藤でございます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しいところをご参集いただきまして、ありがとうございます。また、このたびは評価委員会委員・専門委員をお引き受けいただきまして、このことに感謝申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、林木育種センター及び森林総合研究所は、独立行政法人移行後2年を経過しておりまして、昨年は初めての年度評価をいただいたところでございます。我々といしましては、そういった評価の結果を受けまして、いかに実行の効率性を確保していくか、また成果のあるような形で業務を進めていくかということを考えていきたいと思っております。

また、今年10月には緑資源公団が独立行政法人緑資源機構として設立されるということになっておりまして、今後林野分科会におきましては緑資源機構にかかわる中期目標、中期計画等についてご審議いただくことを考えているところでございますので、そのことにつきましてもよろしく願い申し上げたいと思います。

皆様ご承知のとおり、一昨年に林野庁といしましては森林・林業基本法を策定し、昨年は特に地球温暖化防止ということで、年末に地球温暖化防止森林吸収源10力年対策というものを取りまとめたところでございます。国民の方々の森林に対する関心というのは今まで以上に高まってきているのではないかと推察しているところでございます。そういう意味では、逆に申し上げますと、林野庁の政策というものがより国民の方々にわかりやすく、しかも国民の方々の意見も反映した形で進めていくということがより重要になっているのではないかと感じておりまして、こういった独立行政法人の林木育種センター、森林総合研究所、さらには緑資源機構というところの活動が、そういったものを反映した形で効果的になされるということがより必要であろうと思っております。

そういう点で評価に当たりましては皆様方から忌憚のないご意見、ご指導を賜りますよう心からお願いいたします。簡単でございますが冒頭のご挨拶にさせていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

研究普及課長 続きまして、本日出席しております農林水産省職員をご紹介させていただきます。

ただいまご挨拶いたしました加藤林野庁長官でございます。関林野庁整備課長でございます。それから農村振興局公団監理室の本間室長でございます。私、申しおくれましたが、林野庁研究普及課長の岸でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ここで会議の成立についてご報告いたします。現在のところ、評価委員7名のうち5名の方が、専門委員7名のうち6名の方が出席されております。農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項により、本分科会の定足数は過半数とされており、現在評価委員会委員の方が5名ご出席いただいておりますので、本日の分科会は成立いたしております。

続きまして、議事に入ります。まず、議題1の分科会長の互選でございます。分科会長につきましては、評価委員会令の規定により、委員の互選によりお決めいただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

速水委員 昨年もお願ひしまして、また午前中農林水産省独立行政法人評価委員会の委員長代理にも指名されております木平先生に本年もお願ひできればと思います。

研究普及課長 ただいま木平委員にというお声がございますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

研究普及課長 ご異議ないようでございますので、木平委員に分科会長をお引き受けいただきたいと存じます。また、この後の議事進行につきましても、よろしく願い申し上げます。

木平分科会長 ただいま皆さんからご推薦いただきまして、分科会の会長を引き受けさせていただきます。皆さんのご協力を得まして運営に当たってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初に分科会長代理の選出をお諮りしたいと思います。評価委員会令の規定によりまして分科会長が指名することになっております。会長代理に速水委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速に次の議題に入ります。資料の確認と報告事項がありましたら、事務局の方からお願いいた

します。

研究普及課長 お配りした資料について確認させていただきます。

まず、「議事次第」、「資料の一覧」がございます。それから、資料1として、「評価基準の改訂関係資料」、資料2として、「当面の林野分科会の運営」、参考資料1として、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見の抜粋及び対応」です。参考資料2として、「独立行政法人緑資源機構法の規定に基づく評価委員会の事務」、参考資料3として、「緑資源公団の概要」でございます。

さらに資料ナンバーは振っておりませんが、政策評価・独立行政法人評価委員会によりまして、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第1次意見及び第2次意見」というものをつけさせていただいております。それから、「緑資源公団の業務案内」、さらに「独立行政法人緑資源機構法案関係資料」を添付させていただいております。

もしご不足がございましたら、事務局の方へ言ういただければと思います。

あわせて、二、三、報告事項がございますので、報告させていただきます。

まず、本日、当分科会の開催に先立ちまして第4回農林水産省独立行政法人評価委員会が開催されましたので、その内容についてご報告させていただきます。

10時から開催されまして、30名の委員の方のうち25名がご出席になりました。30名中6名の方がご新任でございます。残りの24名の方については引き続きお願いするということでございます。

それから、委員長の互選でございますが、松本委員長が引き続き委員長ということでお決めいただいております。代理につきましては、当分科会の分科会長でございます木平委員にお願いしているところです。

議決の委任と申しますか、前回ご説明したと思っておりますが、分科会に議決を委任されておりますが、それにつきましては、緑資源公団は今後機構という形で当評価委員会にかかることとなりますが、それについても同じように適用するというご説明をしました。

スケジュールの説明がございましたが、これにつきましてはまた後ほどスケジュールの説明の際にご説明させていただきますと思っております。

以上でございます。

次に、林野分科会につきまして、昨年9月13日以来の開催となるわけでございますが、その間の主な動向についてご説明させていただきます。参考資料1に基づきましてご説明させていただきます。

昨年、非常にお手数をおかけいたしまして各法人の評価をしていただいたわけでございますが、これにつきまして、評価の結果を昨年10月に総務省に置かれております政策評価・独立行政法人評価委員会に通知いたしております。その後、10月22日には先方の委員会の村松委員長と農林水産省評価委員会委員長との意見交換が持たれまして、木平委員には評価委員会の会長代理というお立場からご出席いただいております。

それから、事務局間のヒアリングなども経まして、評価基準の考え方の説明等に努めたところでございますが、最終的に、第1次意見、第2次意見という形で評価に対する意見がまとめられたということでございます。このうち林野分科会に直接関係する部分につきましてまとめたのが参考資料1でございます。簡単にご説明させていただきます。

まず第1次意見、これは各法人に対する評価に対する意見ということでございます。番号を振っておりますが、まず1につきましては、林木育種センターが国の機関から独立行政法人へ移行する際に、可能な限り業務の民間委託を行うことが求められていたこと、これは中央省庁等改革に係る大綱でございますが、これを踏まえまして、どのように評価をしたのかということについて、評価すべきであるというご指摘でございます。実際、これにつきましては、当評価委員会の中で評価をしているわけでございますが、今後こういうこともございますので、このようなことがわかるような形で評価書を用意していただければと思っております。

2につきましては、政府全体を通じましてバイオマス資源の利用技術の開発を進めることとされていることを踏まえまして、森林総合研究所もその一端を担っているということを特に念頭に置いて評価していただきたいということでございまして、農業技術研究機構、それから食品総合研究所に対しても同意見の要望でございます。これ自体、既に13年度評価では行っていたというわけでございますが、これにつきましては改めて、当該研究はバイオマス資源の利用技術の開発に該当するもの云々といった形で特記するといった方法によりまして対応が可能ではないかと思っております。

3番目につきましては、業務運営の効率化に関する評価として、外部委託の状況を調査したわけでございますが、そのような評価を行う場合に、委託の実施の有無だけではなくて、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与であるとか、あるいは特定の委託先との契約の継続状況であるとか、委託業務の成果の品質管理の状況であるとか、こういったことについても評価すべきであるというご意見でございます。こういったことにつきましては、法人から幅広い情報をご提供いただきまして、適切な評価をお願いできますように、情報の把握について努めていきたいと考えております。

続いて、第2次意見でございます。これにつきましては次のページでございますが、各委員会の評価の方法ということでございます。

まず、年度計画の実施状況の分析・評価の実施ということでございます。13年度につきましては、当分科会では中期計画の進捗状況の評価ということで進めておりましたが、法人の年度計画に記載があった事項についての結果が分科会の取りまとめ資料の中に明記されていないという指摘ございました。取りまとめに当たりましては今後そのような形で進めるということとともに、後ほど評価基準の改訂のご説明をさせていただきますが、その位置づけについて評価基準の中で明確にしていきたいと考えております。

5 につきましては、事務局において下線を付しておりますが、指摘の括弧の中に「個々の段階的な評定の結果を集約する際に、複数の段階の配点を同一としたため、結果的に段階数が少ない場合と同様の結果となったものを含む」という文言がございます。この部分が、林野分科会の評価基準の仕組みに対するものでございます。13年度評価でしていただいた方にはおわかりになると思いますが、「条件つき達成」というものと、「達成」というものが最終的に集約する際に同一の配点となったということに対して、非常にわかりにくいのではないかとこの指摘でございます。これにつきましては、後ほど評価基準のご説明をさせていただきますが、この中でできるだけわかりやすいような仕組みとなるよう検討しておりますので、ご審議いただきたいと考えております。

6 番目、短期借入金の実績がなかった場合等の評定の取り扱いでございますが、これについては、借入金の実績がなかった場合には、これに係る評価を行わないようにすべきというものでございます。ここは各分科会共通の指標の部分でございますが、評価基準において所要の修正を行うようにしたいと考えております。

7 番目でございますが、これも各委員会に共通する指摘事項という形で掲げられているものでございます。この前段の部分につきましては、当分科会でもそのような趣旨で進めているところですので、評価の際にさらに私どもとしても留意していきたいと考えてございます。後段の部分につきましては、林野分科会ではそのような形で詳細な資料も含めて評価結果として挙げているところでございます。

以上が総務省の前の評価に対するご指摘ということでご説明しました。

次に、緑資源機構を所掌するというところに相なったわけでございますので、その点についてご説明させていただきます。参考資料2でご説明させていただきます。

先ほど全体の評価委員会の中でもご説明がございましたが、今回の独立行政法人は第2陣ということでございまして、昨年12月に法律が公布されまして、当分科会関係では独立行政法人緑資源機構法が公布されたわけございまして、これによりまして本年10月に独立行政法人として設立されることが確定したところでございます。今後、森林総合研究所及び林木育種センターと同様に独立行政法人通則法の規定の適用を受けることになるわけでございます。したがって、この林野分科会におきましては、これまで両法人の中期計画の審議、それから業績評価を行っているところでございますが、今後は緑資源機構につきましても同様の審議をいただくということになると考えています。これに加えまして、緑資源機構におきましては、特に個別法の独立行政法人緑資源機構法におきまして、次の項目につきまして評価委員会の意見を伺うということになっております。中期計画の終了時の積立金の処分、それから長期借入金の借り入れ及び緑資源債券の発行、長期借入金及び緑資源債券の償還計画、緑資源公団解散時の積立金の処分ということでございます。今後、スケジュールの面もございまして、もう1法人加わったということで、非常に忙しい運営になるかと思いますが、よろしくご協力いただければと考えております。

以上が林野分科会事務局からの報告事項でございます。

木平分科会長 ありがとうございます。

今、事務局の方から説明いただきました、1つは総務省の指摘の件、それから緑資源機構の件、これについてご質問をいただきたいと思いますが、緑資源機構の問題については後ほど詳細にお話しいただくので、それは別にしまして、特に総務省指摘の件についてご質問があれば、ここでお受けしたいと思います。

井出専門委員 参考資料1ですけれども、これは林木育種センターと森林総合研究所に対する部分を抜き出してあるんですけれども、ほかの独立行政法人でも同意見があったということですが、同じことが求められていた組織であってもこういう意見が付されなかった組織というのはあるのでしょうか。例えばそのスリム化を図ることを求められていた組織であっても、その評価が適正になされていた組織というのは存在したのか、すべてがこういう状態だったのかということですか。

事務局 基本的に各法人同じような評価の取り組みをやっております。要は適正に行われたことをもって指摘を受けなかったという法人は特にありませんでした。国の機関から独立行政法人への移行が議論されておりますときに、例えば1番の意見ですと、林木育種センターのほかに、種苗管理センター、家畜改良センター、さけ・ます資源管理センターなどが、当時同じカテゴリーに属するものとして同じように議論されておりました。同じような指摘を受けるに至ったということになっております。ほかの意見についても同じような状況になっておりますので、特段個別に指摘を受けたということはございませんでした。

研究普及課長 いわゆる作業施設から移行した独立行政法人については平成11年1月26日に決定された中央省庁等改革に係る大綱に言及されておりました。そういう意味では、この下に書いております種苗管理センター、さけ・ます資源管理センター、家畜改良センターについてこのような指摘がございまして、基本的には全部同じような形になってございます。

木平分科会長 よろしいでしょうか。

井出専門委員 はい。

木平分科会長 ほかにご意見があれば。

それでは、総務省の方から第1次意見、第2次意見があったということをお頭に置いて、これからというか、今年の評価のやり方について、またご意見をいただきたいと思っております。

それでは議題に入りまして、評価基準の改訂について、ご説明をお願いいたします。

研究普及課長 それでは、お手元の資料1に基づきましてご説明させていただきます。

まず、評価の基準を見直すに当たりまして、一通りこれまでの評価の体系について改めて確認させていただきます。

まず、評価の対象となっております中期計画でございますが、これは主務省庁が作成して各独法に指示され

た中期目標に応じて独法が作成するというものでございます。期間も中期計画に対応して5年間の計画ということでございまして、その中で各年度ごとに行うべき事項を年度ごとに年度計画に記載し作成するという形で計画の体系ができていくわけでございます。

次に、評価委員会による評価でございますが、各年度ごと及び中期目標期間終了時に行うことになっております。これが「評価委員会による評価」の「評価の内容」の最初の「・」で、各年度ごとの評価、それから中期目標期間終了時の評価ということです。昨年は平成13年度の業務の実績について評価を実施していただいたわけでございます。

次に、評価の基本的な仕組みでございますが、評価のために、まず評価単位というものがございまして、これは、法人のすべての業務を類別して設けているということでございまして、これを評価単位と呼んでおります。それから、評価単位を評価するに当たりまして、客観性・具体性のある評価を行うということでございまして、個別具体的な評価のための指標というものを具体的指標として設定しまして、指標の達成状況に応じて評定するとしております。この例がございまして、評価単位として、まず「競争的研究環境の整備」というものが法人の業務の一つとして類別してあるわけでございます。これについて、平成13年度についてはこれらの指標を設けて評価していただいております。一つは、競争的資金の獲得に努めるということでございまして、もう一つは、研究評価に基づき毎年度研究資源の傾斜配分を行うといったこととございまして、こういったものについてそれぞれどのような形で取り組んでいただいたかというものを評価して、最終的にこの評価単位の評価につなげるというものの考え方で行っているわけでございます。

次のページをごらんいただきますと、より明確になるかと思っております。具体的指標をそれぞれ評定いたしまして、これを評価単位ごとに集約して評価単位を評定するということとございまして、この一番右のところにある具体的指標がございまして、これの達成割合に応じて評価単位を評価するということとございまして、さらに、こういった評価単位を集約して、大項目と申しますが、さらにもう一つ上の段において評価をするということとございまして、法人自体の総合評価ということにつなげるということにしているわけでございます。

ここで平成13年度の評価についてご説明申し上げますと、実はこの評価委員会の分科会自体がみずから具体的指標を設定し、そして評価するという進め方といたしまして、これは事務局も反省しているわけとございまして、一つは、非常に多大な労力を消費した、これは事務局も反省しているわけとございまして、一つは、非常に細かい部分まで見ていただいたということがございまして、大きなくりでの組織としての考え方が見えなかったということとございまして、それから、評価の体系が非常に複雑だったということがあつたかと思っております。

そういったことから、今後14年度以降の評価を進めるに当たりまして、少し検討させていただいたわけとございまして、

まず第1点目でございますが、分科会での調査・分析のレベルを評価単位レベルに引き上げるということとございまして、これまで、具体的指標のレベルを細かく評価していただきまして、それをある意味では機械的に評価単位の評価という形で進めているわけとございまして、これにつきまして、この具体的指標の設定等につきましては、法人における設定、それから自己評価、これにつきましては外部評価などにより自己評価を厳正にやっておくことといたしておりますけれども、こういった具体的指標についての厳正な自己評価に基づきまして、法人自身が評価単位の評価というものをみずから分科会に提出するという形で自己評価をしていただくと考えています。分科会におきましては、そういった提出された評価単位の評価につきまして、ヒアリングをしていただきまして、分科会としての評価をしていただくということとございまして、

こういったことから、分科会における効率的な評価というものが図られると考えておりますし、逆に法人による組織として自己の評価というものをみずからどのような形で考えているのかというものが評価単位のレベルまで引き上がって示されてございまして、より一層その法人としての運営の考え方が明確になっていくのではないかと考えています。

なお、具体的指標等につきましては、法人に任せるといことになりまして、評価委員会として、それが不適切であるという結論になる場合につきましては、それについて訂正を求めるということも可能とございまして、そういう意味では、前回13年度に実施しました評価のよい部分と申しますが、情報について詳しく収集できるという部分については、同じような形で進められるのではないかと考えております。

次のページの横長の図をごらんいただきたいと思います。まず、左側が現行でございますが、具体的指標につきましては自己評価を行って4区分で評定してございまして、これを分科会においては3区分の評定を行って、これを評価単位で集約する際に、3区分のうち「達成」と「条件付き達成」については、広い意味での達成と考えまして、同等にカウントしていく、これが総務省の評価委員会では指摘された部分とございまして、つまり、「未達成」以外はカウントするとこの図で示してございまして、達成割合の算出に当たってはこれらを同等に扱って、その上でa、b、cという形で評価を行っていただくということとございまして、趣旨自体は、分科会でもいろいろご議論いただいたわけとございまして、総務省自身も理解はしているわけとございまして、非常にわかりにくいというご指摘とございまして、その点について改善するということとございまして、

そういった意味から改訂案とございまして、これにつきましては先ほど申しましたように法人による評定は具体的指標のところをやっておきまして、評価単位での集約という形で自己評価結果を出していただく。これにつきまして、分科会で見ると評価単位でa、b、cを決めまして、それについて大項目での集約をするということとございまして、そこで、要するに評価単位の評定に当たりまして、現行のようなクッション

ンを置かず、ここで「カウントする(0.5点)」とございますが、数値として達成する割合に応じてa、b、cの評価をすると考えてございます。同様に大項目、それから総合評価での集約というものも同じように考えてございます。

これは、他の分科会あるいは各省庁で作成している評価基準を見渡してみますと、こういった手法がどちらかという一般的な部分でございまして、そういう意味では、当分科会は評価基準が若干イレギュラーな仕組みになっていたということもございまして、標準的な仕組みに改めようと考えている次第でございます。

以上でございます。次ページ以降は、現行基準と改訂案、次に実際の評価基準を文章であらわしたものでございまして、趣旨につきましては今ご説明申し上げたものとなっておりますので、説明については省略させていただきます。

木平分科会長 ありがとうございます。

前年度の経験を生かしながら評価基準を改訂するという案の説明をいただきました。これから、これに対してご意見あるいはご質問をいただき、ご議論いただいて、この修正を行っていきたいと思います。また、これ以外に今後共通仕様の部分について細部の字句の修正といったものが起こってくる場合は、分科会の会長に一任いただきたいと思います。

それでは、今ご説明いただきましたこの方法について、ご意見あるいはご質問をお願いしたいと思います。14年度の評価の方法は、分科会での評価が評価単位レベルになるということ、それからその集計のときに単純に1点、0.5点、0点という形で集計する、そのあたりではないかと思えます。正しい評価単位の設定の仕方、あるいは必要に応じて具体的指標の中身を評価委員会が知りたいというときには、法人から説明を受けることができるのではないかと考えております。

研究普及課長 もう一つ補足いたしますと、今回は年度計画について余り明確でなかったという部分もございまして、その種の指摘もございまして、年度計画に基づきまして指標の設定をしていこうと考えております。

木平分科会長 とりわけ新しく就任していただきました委員の方には若干わかりにくいところがあると思えますけれども、昨年からの委員の方からいろいろご経験とか問題点をお話しいただきながら、今回のやり方をまた検討していきたいと思えます。

松田専門委員 先ほど、新しいこの評価の方法になったときに、具体的指標は各法人で決められると。課長が、具体的指標の妥当性に関しては評価委員会の方からコメントできて、修正を求められるとおっしゃったように聞こえたんですけれども。

研究普及課長 前回13年度につきましては、この分科会が具体的指標を決めて、それについて評価をするという流れでございました。今回につきましては、評価単位につきましては評価をするということをメインにしまして、具体的指標につきましては、法人がみずから設定して、それについて評価をするということにしております。その結果、具体的指標につきましては、設定の仕方によって非常に甘くなる場合もあるし、きつくなる場合もある。ですから、そういう意味では、その部分については法人がみずから設定して、それについて分科会がチェックして、それが妥当でなければ、さらに見直しをしていくことにしたいという趣旨でございます。

木平分科会長 今のご質問に関連するのですけれども、評価単位の設定についてはどうなりますか。

事務局 評価単位につきましては、中期計画に対応する形で設定されておりますので、中期計画は5年間基本的に変わらないということで、昨年と同様という仕組みでございます。

木平分科会長 なるほど。そうですね。評価単位は法人も評価委員会も定まったものとしてやると。ただ、今回の場合には法人がやられるときに具体的な指標を設定されると。それについても、もし必要であれば評価委員会が意見を言うことができるということですか。

研究普及課長 そういうことでございます。それともう一つは、前回13年度に評価していただいた委員の方はご記憶にあると思いますが、ウエイトづけというものがあります。これにつきましても、評価単位にかかってくるまでの間に、どのような形でウエイトづけをするのかについても、法人に自己評価の中の一部でやっていただく。その部分は同じでございますが、それについて最終的に評価単位の評価を出していただくと考えてございます。

宮城委員 確認ですけれども、去年の作業を思い出しながら、よくわかっていなくてまた間違えているかもしれないんですが、去年は、具体的指標の評価を確定すれば、ほぼ機械的に評価単位の評価は固まっていったと理解しているんですけれども、それは間違いございませんか。

研究普及課長 はい、間違いございません。

宮城委員 そうですね。そうすると、今年は、具体的指標の部分については一つ一つを確認して確定していくわけではないわけですが、その具体的指標の結果として評価単位の評価もある意味では出るわけですよ、ワンラウンドというか、最初の段階では。そこを確認するという作業になると考えてよろしいわけですか。

研究普及課長 そういうことです。

宮城委員 そうすると、その評価単位ごとの評価が出てきた原因を確認するためには、具体的指標がどれであったか、そのどこに重みがあったか、その評価のaがついているのが多いか少ないかという確認作業がメインになると理解すればよろしいですか。

研究普及課長 そういうことでございます。なぜaだったのかについても、もちろん確認していただくことは考えているということです。

宮城委員 もう1点、継続性の問題なんですけれども、前回の評価と今回の評価が、ある意味で具体的指標

を変えることによって変わってくる部分があると思うんですけども、その部分については評価単位の評価のレベルで継続性があればよいという理解になるのでしょうか。

事務局 基本的に、具体的指標は各年度ごとに何を行うかということに着目して設定しているものでございますので、年度が変われば、当然に具体的指標そのものも変わってくる部分もあります。ただ、それを集約する評価単位というものは変わるものではない。ですから、一つ評価単位に着目していただいて、13年度なら13年度、14年度なら14年度に各法人が何をなすべきであったのか、これが適正に行われているかどうか、中期計画の進捗との兼ね合いの観点で主に評価していただければよろしいのではないかと考えております。

宮城委員 はい、わかりました。

井出専門委員 具体的指標については各法人がみずから設定してみずから評価するというのはわかったんですけども、先ほどの話では具体的指標の妥当性について委員会が意見を述べるができるといったご説明でしたけれども、そうしますと、その具体的指標の設定というのはいつ行われて、この委員会がそれに対していつ意見を言う機会があるのか。自己評価が済んだ段階でその具体的指標が明らかになっても意見は言えないわけですから、そういう手続が必要なんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうお考えになっていますか。

研究普及課長 具体的指標につきましては、先ほどちょっと申しましたが、法人がみずから設定していくということでございます。法人がみずから設定するわけでございますので、その設定の仕方が甘いのか辛いのか、強過ぎるのか、いろいろとあると思いますけれども、それについても逆に言えば評価をしていただくと。そして、必要があれば、そこについては、こういう指標ではなくてこういう指標にすべきではないかという意見を言っていたら、評価をし直すということが可能になるということなんです。

井出専門委員 そうすると、法人が自己評価をしたものを上げてきた段階でそれを評価するというところで効果があるということですね。

岡田専門委員 今に関連しますが、その場合にこの分科会としての評価基準みたいなものは持たなくていいんですか。各個人の委員がそれぞれの立場で述べていくことになる、ちょっと收拾がつかなくなりますね。

研究普及課長 そこにつきましては、昨年度につきましては、評価自体を担当の分野に幾つか分けていただきまして、それぞれ評価を個別にさせていただきまして、最後に集約という形でそれぞれの考え方を調整する機会を持つ形で進めました。ですから、かなりの部分は、評価していただく委員の先生にかかる部分はございませうけれども、最終的にそこは調整させていただく部分もあるかと考えています。ですから、個人の委員の各先生に評価してくれということではなくて、評価委員会の分科会として評価をするということにさせていただければと思います。

木平分科会長 ちょっとおわかりになりにくいと思いますが、この全員がそれぞれ意見を出すのではなくて、グループ編成をしまして、そのグループで昨年の場合ですと具体的な指標について評価をしていって、それを全体として認めるということをやったわけです。今回は、具体的指標レベルではそういうことはやらない、評価単位でやるという提案ですね。

先ほどの井出委員からのご指摘というかご質問は、非常に微妙というか、難しいところなので、比較的是っきりしておいた方がいいと思うんですけども、今の事務局のお答えでは、法人から出てきた評価単位の評価を委員会がやるときに、事前にその問題を評価するという機会はないということですね。

速水委員 その自己評価が出てくる、その段階で。だから、もしそこで指標が不適切だということは、指標を少し検討し直してもう一度自己評価をし直してくださいということにつながるわけですね。

木平分科会長 そういう趣旨ですね。あるいは、その際に、こういう指標がいいのではないかとという形で先生が提示するというのもあると。

岡田専門委員 事前に各法人の自己評価の評価手法というのは明らかにはなっていないんですか。

木平分科会長 それについては、これは法人にお任せするということですね。

事務局 法人の裁量によるという仕組みにしようとしております。ただ、林野分野会で評価をいただくに当たりましては、各法人でどのような考え方でどのような指標を置いて自己評価をしたかということは林野分科会に対して説明させていただき、そういう機会を当然設けられると考えております。

岡田専門委員 自己点検・自己評価ですから、それが当たり前のことなんですが、しかし、今のようなシステムでやる場合には、井出先生がおっしゃるように、大変手間暇かかって、その自己評価の基準と指標が余りふさわしくないという意見がこの委員会が出た場合には、ものすごく大変な作業が伴ってまいりますね。それでも構わないということですか。

研究普及課長 と申しますか、そういう意味では、評価すること自体に法人としての考え方というのがかなり出てくるわけです。ですから、そのこの部分の議論というのはあるのかもしれませんが、基本的に評価自体は、要するに最終的に評価単位の評価という形で出てくるわけです。それについて、例えば前回やりましたような形でウエイトづけ、それから評価単位の評価は、設定の仕方によって随分違って来るとも思います。それについては、例えばウエイトづけが違えば、それは評価委員会の分科会として違ふんだという指摘をして、それで直していくという作業があるんだろうと思います。ですから、余りにも突飛なものが出た場合というのはあるかと思いますが、実は前回13年度にある程度のペースで法人の方も評価の手法について承知しておりますので、その部分については余り心配がないかなと考えています。

岡田専門委員 私ども大学も似たような評価をずっと重ねてきておりますが、調査・研究の評価というのは大変難しいですね。基本的に自己評価のレベルが、個人の研究に対して個人が自己点検し自己評価をしたものが、法人としての自己評価という形で大多数が上がってくると多分思われます。そうなりますと、ある意味で

は最終的には個人のところに帰されるわけですね。しかし、本来的に研究の評価というのは、自己評価と同時に総合評価というのが非常に重要な面があって、その自己評価が総合評価をどれくらい組み込んでいるかという情報がある方が本当はこの分科会としてもその自己評価を評価しやすいという側面は持っていると思うんです。ですから、事前に多少情報がある方がいいような気がいたしますが。

事務局 具体的指標についてですが、これは法人が全くフリーハンドに設定するというわけではありませんでして、評価基準案の方にも書いてございますが、あらかじめ年度当初に年度計画というものを各法人が作るようになっております。平成14年度につきましてももう既にできているわけですが、具体的指標というのはその年度計画に即して設定すると。ですから、年度計画にこれこれの課題について今年度中にめどをつけるとということが書いてあれば、具体的指標というのは、基本的にそのめどがついたかどうかというのが指標の観点として、その具体的指標が設定されるということになりますので、評価の実際の土壇場になるまで何もわからないということでは必ずしもないと考えております。

研究普及課長 先生ご指摘の部分というのは、前回の評価の際に研究者レベルの評価が主体となって、そこから上がってくる。そこについては前回反省点として一つございまして、あくまでもこれは法人としてどこまで達成しているかを評価をしてくれということにつきまして、実は森林総研につきましては、この自己評価を行うに当たりまして、外部委員まで入れて評価をする。そういう形で法人としての評価をしていく予定でございます。ですから、法人として総合評価をするということで、これは評価委員会の分科会としても改めてそこは確認させていただくような形でよいのではないかなと考えます。

岡田専門委員 私が危惧しますのは、研究というのは条件が全部違うんです。大学をとりましても、研究所をとりましても。ところが、研究というのは、その成果は何で決まるかということ、むしろ、個人の努力もさることながら、どういう条件があるか、人的な条件ですとか物的なこと、あるいは周辺、それ以外の研究所との関係ですとか、それを少し取り除いてしまって、個人の中期計画・中期目標との関係での中だけで個人がまず評価し、それを機関の人たちが評価するということになりますと、その周辺あるいは客観的なその研究所の研究条件というのがネグられてしまいます。そういう意味では、個々の研究者にとっては、あるいは研究所にとっては、大変厳しい評価にならざるを得ない仕組みになっているような気がいたします。ですから、少し研究条件あるいは研究環境というものを配慮した、できるだけ本来の研究が遂行しやすいところでの評価というのがこういう分科会では必要なかなと思っております。必ずしも自己評価を評価するということよりは、やはりこの分科会として、その評価に対して事前にこういう点も加味した評価で整理をいただいて出してもらおうとか、要するに分野ごとに、例えば森林総研なら森林総研がほかの研究所と比べて、こういう点で有利な点はあるけれども、こういう点で少し劣っている点があるので、そういうことも含めて評価をしていただきたいといった研究条件に対する情報と、それを踏まえた場合に、言われている自己評価とは少しこういう点で角度が違うかもしれないというあたりも出していただいた方が、本来に近い評価ができるのではないかなと思います。

研究普及課長 実は、この独立行政法人の評価と申しますのは、大臣が中期目標というものを掲げまして、この5年間でこういうものについて業務を遂行しろと命令を下すわけです。これに対して、法人の方でこれを受けて、こういう研究をこういう形で達成しますということで具体的に計画を立てて、それを5年間で実施するということが今の法人の責務ということになっております。そういう意味では、中期計画をつくる際に、いわゆる法人の置かれている環境を全部勘案された上での中期計画というものができているということでございます。各年度につきましても、そういった中期計画を実際に達成するに当たって、各年度に何をやっていくかということをそれぞれ年度ごとに分けて書いている。ですから、研究環境などについてはすべて考慮に入れられた上で、これを5年間で達成する責務を今、法人が持っている。それを年度ごとにそれぞれ評価していくというものの考え方でこの法人の評価というのを進めておりますので、その部分についてはどちらかというところの研究の評価というよりも法人の評価、法人がこの評価の単位についてどのように取り組んできたかという法人の評価ということが当たるのではないのでしょうか。ですから、例えば一つの研究の中で金なり資源が足りなければ、それは法人としてそういうものに投入していくかどうかについては、法人の判断でやっていくという仕組みでございますので、法人がみずから法人の評価をして、仕事の評価をして、それで提出してくるということで、その部分はそういう形でも別によろしいのかなと考えております。その辺はまたご説明させていただきたいと思っております。

木平分科会長 大学の場合の評価とは少し違うと思うんですけれども、法人がされる評価というのは、もちろんその評価単位に与えられた人材とか、機械とか、あるいは予算とか、そういうものをどのように配分するかということは法人が決められておりまして、そういう環境の中でどれくらい成果が上がったかということ法人が自己評価されるんじゃないかなと思います。ですから、今、先生がおっしゃったようなことは、法人の自己評価の中で全部含まれているべきものだと、含まれて出てくるのではないかと私は期待しています。

宮城委員 指標だけでなく、指標の評価の評定についても変えられるということなんですが、参考資料1の評価委員会意見の第2次意見の5番のところ、下線を引いたところの次なんですが、「目標を上回ってもそれを適切に評価できる段階が設けられていなかったもの等については」というところがございますね。これは、去年やっているときにも、この年度では前倒しで成果が非常に進んだという場合が評価できなかったように思うんですけれども、そういったことはまだ次回検討でしょうか。それとも、検討された上で、やはり100点満点でやるということで考えていいんでしょうか。

事務局 基本的にはA、B、Cの3区分の評定ということを基本的な仕組みとしております。ただ、当初のもくろみよりも相当早い進捗が見られたとか、非常に大きな社会的な貢献性も高いような研究成果が得られたといった場合には、例えばですが、その評価単位に一定のウエイトを加味するとか、そういった余地がこの基

準の中には残されておりますので、そういったところをどの程度のウエイトをつけるかなどということもいろいろご議論はあろうかと思えますけれども、仕組みとしてはそのような方向で対応するのが適当なのではないかと考えております。

宮城委員 そうすると、評定で差をつけるのではなくて、ウエイトで……。

事務局 基本的には、Aという評定の「中期目標に対して順調に進捗している」という定義が、そのような場合でも当てはまるではないかと思えます。ただ、それに加えて相当の社会的な成果が大きいといったことがあれば、評定としてはAということではしか評価基準の方では用意はしていないわけですがけれども、ウエイトづけですとか、いろいろな手法によってそういった部分を評価することは可能だと考えております。

宮城委員 去年は、具体的指標から評価単位の評価になるところはちょっと機械的になってしまったわけですが、今回は、評価委員会で評価単位の評価の段階で、ある意味では機械的な算術数字ではなくて、評価委員会がそこを評価できるわけですね。ですから、私は具体的指標のところ、法人が、これは予想以上によくできたというときは、ただし書きでもいいですからつけ加えておいていただくと、ウエイトをつけて見るべきかどうかという判断ができるような気がするんですけども、いかがなものでしょうか。

横堀専門委員 前回も何か似た話が出た記憶があるんですが、法人としての評価で、文章としても書いたらよしいんじゃないですか。ないですものね、プラスAというものが。

宮城委員 そうなんです。プラスAなんですけれども、前はそれで逆に、達成できなかったときに、なぜ達成できなかったかという理由を一言書いてほしいということでここに書きましたけれども、より達成できたときも、ぜひ具体的指標の評価の段階で述べていただくといいのではないかと。

速水委員 先ほどから何度か出ているウエイトづけに関しては、また後に議論があると考えればいいわけですか。

事務局 前回までの評価基準ではウエイトづけを手法として基準に明記しておりましたが、今回は明記しておりません。ただ、それはその手法を否定したわけではなくて、その例示をやめたということですので、基準には極めて基本的な部分を書いていると。そこで若干いろいろな考慮すべき事項が出てきた場合には、適宜の手法により対応すると、そのようなことで考えております。ウエイトづけの手法は、否定したわけではないということです。

速水委員 少し議論が進まない、そこがわからないですね。具体的に見えてこない。

木平分科会長 今の意見では、評価単位での評価はA、B、Cと機械的にやるのだけれども、プラス、あるいはマイナスの要因については文章で補足的な評価をしてもいいんじゃないかと。それから、ウエイトづけについては、昨年ほど制度としては明記していないけれども、その精神は生かすんじゃないかということですか。

岡田専門委員 時間をいただいて本当に恐縮なんですけれども、昨年の委員の先生には当たり前かもしれませんが、私どもは普通に考えて5割と9割というのはなかなか理解しづらい点です。簡単に意図しているところをズバツと説明いただくとありがたいなと思えますが。

事務局 境目をどのように設けるかというのは非常に難しい問題でして、ただ、一方で評価というものはできるだけ定量的に、客観的にということも求められております。ですので、全く文章的な表現だけでの評定というのは難しいということで、昨年から50%と90%を評定の区分として入れているところでございます。ちなみに、50と90が何かといいますと、政策評価というものが国の方で行われておりますけれども、こちらの方も3段階の評定になっておりまして、そちらの境目が50と90になっている。そのようなことも勘案しまして独法の評価の基準の境目としているという経緯もございます。

木平分科会長 いかがですか。

岡田専門委員 わかったような、わからないような。

研究普及課長 一つは、先ほどちょっと申し上げたんですけども、法人の評価というのは、基本的に達成するのが当たり前の世界です。ですから、達成を90というのはちょっと甘い部分も若干あるのかもしれませんが、100でなければだめだという議論もないわけではないのかもしれませんが。ですから、そういう意味ではアローワンスを入れて90ぐらいにしているということで、Aはそういう極めて厳しいことにしているというのが一つ、考え方としてはあるのかと。それに対して、その次の50につきましては、考え方としては、これはものによって違いますけれども、中期計画を達成するに当たって、50以下というのはとてもその後追いつかないんじゃないかという議論が確かにあるのかなと思うんです。ですから、そういう意味では50を一つのメルクマールにして、そこで一つ切っていると。これを、何がどこがいいのかという議論は確かにあろうかと思えますが、いろいろと政策評価等も勘案しながらそこで切っているということでご理解いただければと考えております。その部分は、実際に切るときにどこで切っているのかというのは、確かに悩むところでございますけれども、一応そういう考え方でやっているということです。

岡田専門委員 年度ごとの評価を完全に数値化しなければいけないという。そもそも研究というのは、むしろ質的に違うものばかりですね。それを数値化しなければいけないという意味での無理がそもそもあるんだと思うんです。それをなおかつ年度ごとで、目標を年度に置きかえて評価するという2段階の無理があるような気はしますね。基本的に、研究というのは少しづつ込んでつぎ込んで、最後の1年で取り戻すということも、事実としてはたくさん我々は周辺で見えておりますから、余りそういう形で、5割以下の場合には、その評価に基づいて次年度以降の予算措置なりいろいろな資源の配分がすぐにも行われてしまうと、全体としてむしろ研究を後退させるような面が出ると、それはそれで心配だなということをやっと危惧いたしました。

研究普及課長 その場合は、またさっきの議論と同じなんですけれども、年度計画というのは法人が立てられるんです。ですから、法人が立てたものについてどれだけ達成したかというのは、少なくとも50が当たり前

の部分ではあるんです。ですから、要するに資源をいろいろと配分して年度計画を立ててやっているわけです。最後に成果が出るというのはもちろんですが、1年間ずっと割っていったときに、1年分について資源はそれなりにできるような形に年度計画はできているはずだと考えるわけです。それについて90%以上できるのは当然であると、厳しい言い方をすればそういう言い方ができると思います。そういう意味では、さらに50で切っているというのは、まあそんなものかなというところで、特に50というのではないでしょうけれども、研究全体として毎年、資源を配分しながらこういう仕事をしますということを決めているわけです。ですから、その意味では何かあってできなかったという問題は確かにあるのかもしれませんが、それについては、最後には達成しなければいけないわけですが、その年は達成できなかったということはもちろんあります。でも、全体としてそれは達成するという方向に向いていけば、最後に中期計画で達成という形で評価をするということになると思います。ただ、毎年についてはそういう評価をしていきますという約束ごととご理解いただければと思います。

木平分科会長 昨年も始めましたときに多分そういう数値についての議論があったんですけども、私は数値について100%の理解は永久にできないと思います。これは、こういう方法でやったら結果はこうだという説明つきでの結果だと思えます。ですから、システムというか、やり方を変えれば別の結果が出る。無限の結果が出ると思うんですけども、数値化というか、できるだけわかりやすく、特にたくさんの法人があって、各省庁、全く違う法人があって、その中でできれば明快に、単純にという方針に基づいて、この辺がほどほどのところではないかと思っています。

速水委員 これは多分民間の企業などですと、個人個人が、あるいは部署部署で例えば年度目標というのを出すわけです。それによってボーナスの評価だとか、あるいは最近ですと賃金の評価までそれでされることが多いわけですが、多分、よく議論されるように、自分が達成できるであろうぎりぎりの目標を立てると、非常に高い目標を立てて7割達成というのと、それは企業によって、そういう高い目標を立てておいて、それが全部達成できなくても、低い目標で100%よりも評価が高いという、今、民間はどちらかというところに移っているわけです。ただ、現段階ではそうではなくて、100が当然であるという目標を立てなさいという設定でこれは行われているんだと僕は理解しているんです。だから、本来その部分が正しいか、正しくないかという議論が独立行政法人の例えば研究機関などではされるべきなんだろうと、僕は去年やりながらそう思ったんです。しかし、今回一応そういう方向で、普通の研究でも非常に高い目標を立てながら、四苦八苦しながら6割いった、7割いったみたいなことで、ある意味では最後にどこかでブレイクスルーするみたいな、しかし、それは最初の計画段階が四苦八苦するだろうから、自分がここまでやりたいけれども、まあこの辺だろうという、この辺の計画を結局、年度計画に出してくるということなんだよという理解をしているんだと僕は思っているんです。だから、果たしてそれがいいかどうかという議論は別の世界できちんとしなければいけないんだらうけれども、ここでやらされると言うのはおかしいんですけども、やらなければいけないのは、一応前提として100%を目標とした計画に対して、90以下ではやっぱりおかしいんじゃないのという話にならざるを得ないんだらうなと僕は理解しながらずっとやっているんですけども、そんなとらえ方でいいでしょう。

木平分科会長 それでは、そのことについては一応これで終わりにしまして、これは評価単位の評価の問題ではないんですけども、昨年財務の問題について評価の段階でいろいろ委員からアドバイスなどをいただいたんですけども、それについて今の段階で何か小林委員の方からいただければ。

小林委員 財務については、セグメント情報の問題等いろいろございまして、また新しい緑資源機構が出てきますので、全体の情報とセグメント情報というものをを出していただきたいと考えておりますし、セグメント情報の評価における位置づけというものを明確にさせていただいた上でセグメント情報を作成していただきたいと思っております。先ほどのこととも関連しますけれども、UKのエージェンシーの場合にも、目標の設定自体が非常に容易といいますが、設定レベルが非常に達成容易なレベルに設定されているということが常に問題になっておりまして、その目標の設定レベルが適正であるかどうかというのを評価するのが評価する側の責務になっておりますので、その点を考慮いただいて情報を出していただきたいと考えております。

木平分科会長 では、この件についてもまたご配慮いただきたいと思います。

研究普及課長 いろいろと小林先生にご指導いただければと思っております。

木平分科会長 それでは、この件については、今ご説明いただいたような案に基づいて訂正するというところで、細部の字句の修正等については、また事務局と分科会会長と相談いたしまして、ご一任いただき、後日連絡したいと思っております。

要約しますと、分科会における審議を従来の具体的指標のレベルから評価単位のレベルに引き上げるということにしたいと思っております。そして、独立行政法人としてみずから国民に対する説明責任の一端を果たしていただく上でも、法人における厳正な自己評価の重要性が増したものと考えておりますということで、法人に対しても、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、次の議題である当面の分科会の運営について、説明をお願いしたいと思います。

研究普及課長 それでは、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

ご説明いたしましたように、今後林野分科会は森林総合研究所、林木育種センター、それから緑資源機構の3法人を所掌するというようになっております。先行独立行政法人と呼んでおりますけれども、この総研とセンターにつきましては既に昨年初の評価を行っていただいたわけですが、緑資源機構につきましては平成15年10月に独立行政法人として設立されるということになっております。したがって、総研・センター関係の案件としましては、昨年に引き続き業務の実績評価というものが大きな仕事でございます。それから、

緑資源機構につきましては、設立に先立ちまして中期目標、中期計画等の審議があるわけでございます。

先ほど親委員会がございまして、その際の説明について先ほど後ほどと申し上げましたが、ご説明させていただきますと、まず先行独法の総研・センターにつきましては、実は総務省の委員会等でもできるだけ早期に評価を迅速にしろというご意見がございました。それから、木平先生がご出席になりました総理との懇談会の中でも迅速に行うということになっておりまして、6月30日が法律上の財務諸表の提出期限、それから業務の実績報告の提出期限でございますけれども、これをできるだけ前倒しをして提出していただくということで今ご検討いただいているところでございます。先ほどの親委員会では具体的には5月中・下旬みたいな話をしております。今ここでは7月、8月というスケジュールになっておりますが、もう少し前倒しをした形で業務の実績評価というものを進め、少なくとも概算要求が8月末ですので、その際にはこれが反映できるような形で進めたいというのが1点でございます。

それから、緑資源機構の関係の中期目標、中期計画等の審議でございますが、これにつきましては、緑資源機構は10月1日に発足でございますので、この際にできていけば基本的にはよいのかなと考えております。最近、特殊法人改革に関連いたしまして、いろいろと動きがございまして、事前に説明をとということが、特殊法人等改革推進本部参与会議というのがございまして、そこに5月の末ごろに、できていなくても、大体あらあなものについて説明してくれという要請が来ているようでございます。その取り扱いにつきましては、また後ほど検討の上、場合によれば6月、5月の末ごろ、事前に中期目標の設定について若干ご説明させていただくこともあり得るかもしれないということでございます。さらに今度はその目標を立てるわけでございますが、この目標については6月中旬ごろから具体的な審議ということになるかと思っております。そういう意味では、この日程につきましては、7月、8月それぞれが少し早まるという可能性があるかとご理解いただければと考えております。そういう意味では非常に流動的でございますが、また分科会長とも相談しながら日程を決めさせていただきたいと考えてございます。

それから、緑資源機構につきましては、こういった今ご議論いただきました評価基準というものについて、これは緑資源機構を評価するための評価基準というものを作成する必要がございます。ですから、そういう意味では今後こういった作業があると思っております。

先行独法につきましては、今ご議論いただきました改正基準において、14年度の業務の実績評価を進めたいと考えておりますが、さらに16年度以降改正する必要があるれば、さらにそういう作業が入るということでありまして、この1年、大体このような形になるかと思っております。

その次のページ以降は、そういったものを踏まえまして、今後当面の林野分科会の運営について書いてございます。1つは、林野分科会の所掌法人の追加で、今ご説明したとおりでございますが、こういった新たな法人が加わることによって、分科会の効率的な運営方法を検討することが必要ではないかということです。

それから、今ご説明いたしましたように、性格が異なる法人、今度は緑資源機構が入るわけでございますが、そういう意味では審議時間が非常に多くなるんじゃないかということです。それから、時期的に非常に一時期に重なるということございまして、委員の拘束時間が非常に増大するということが考えられます。もう一つ、そういった場合、当分科会の場合は今まで2法人ということで、法人別に分けて評価してはこなかったわけでございますが、非常に多くの法人を抱えている分科会では、チームを設けて、チームごとに評価して、それを最終的に分科会として取りまとめるということをしている分科会もございます。そういったことをいろいろと考えてみますと、当分科会におきましても、先行独法と緑資源機構について、分科会の分科会的なものでございますけれども、チームという形で分けてやってみようかと検討しているところでございまして、ご議論いただきたいと思います。1ページ目の四角で囲った部分はメリット・デメリットを検討しているところでございますが、メリットとしては、全員参加するということになりまして、より多くの方のご意見が反映できる。逆に言えば、デメリットとしては、拘束時間が増大するということが非常に大きな問題です。それから、検討チームを設置することによりまして、かなり濃密な議論を集中的に行える。しかも、有識者の知見に応じた配置ということにいたしますと、その意味ではかなり濃密なものになるのではないかと思います。デメリットといたしましては、分科会長を含めまして両チームへの参画が必要となる委員については、非常に負担になるというものです。こういったことを考えているわけでございますが、私どもとしてはチームに分けて考えていただいているかと考えています。

そういった場合にどのようなことが考えられるのかということが、2ページ目の考え方のところでございます。今14名の委員・専門委員がおられますが、分科会長と、財務を専門とする委員、具体的には小林先生でございますが、このお二人におかれましては各チームに所属するという、それからその他の委員・専門委員につきましては独法ごとの3チームということで配置してはどうかと考えております。ただ、森林総研、それから林木育種センターについては、昨年の経緯もございまして、評価基準も一緒ということでございますので、ここは合同ということで考えたらどうかということです。

それから、「なお」以下に書いてございますが、林業部門の事業のほか農用地部門の事業を有する機構については、審議体制を拡充するということから、4月以降、臨時委員1名・専門委員1名の追加を予定しております。そういったことを考えてみますと、配置案としては、委員・専門委員の配置人数ということで、分科会長及び財務関係を専攻する委員は両方のチームに、それから総研・育種センターチームでは委員が3名、専門委員4名、緑資源機構については委員が2名、4月以降1名加わり3名、専門委員が3名、これについても4月以降1名加わり4名ということでございまして、双方とも4月以降については9名体制で進めてはどうかということでございます。

最初のページに戻っていただきたいと思います。最終的に議決をしなければならないということがございます。

議決について、各チームに委譲するというのは非常に難しい部分がございます。そういう意味では、議決の際には全体会合という形で進めざるを得ないということをごさいます、その際には各チームの方から経過等の説明を受けた上で議決をしていただくということにしたいと考えております。

以上が今後の日程と、それをあわせた今後の運営の考え方についてご提案をさせていただきました。

木平分科会長 ありがとうございます。今ご提案にあった、まず日程がこの表にあるよりも約1カ月半ぐらい前倒しになります、というご提案です。それから、運営方法については、それぞれをチームごとに分けていくということ。さらにもう一つは、先行の2つの法人と緑資源機構関係については別個にすること。こういったところがご提案の要旨だと思うんですけども、これについていかがでしょうか。

井出専門委員 昨年度の仕事では2法人でしたけれども、一応項目別に分かれて議論しましたね。その場合は、最終的にそれぞれの結果を持ち寄って総合的に議論をして、議決をしていったという手はずですけども、今回の場合は、財務以外のことで全く2つのチームに分かれてしまって、中身にそれぞれのチームが関与しないという形になるように思われるんですが、その上で最終的に林野分科会全体で決めていこうということなんでしょうけれども、そうすると、例えば全く緑資源機構の方に関与していなかった委員が、最終的な議決に責任を持って加われるかどうかということがちょっと心配ですね。ですから、例えば全体的なご説明は全員にあってしかるべきなのではないか。その上で各チームがどう判断されたのかという報告をいただければ多少わかるけれども、初めからもう2つに分けられて、こっちとこちらは関係ないよというふうにされると、最終的にこの分科会として責任を持つことができないのではないかと思います、その辺、運用はいかがお考えでしょうか。

木平分科会長 いかがでしょうか、今のご提案というか、今の指摘に対して。

事務局 まさに井出先生がおっしゃられたとおりでして、林野分科会として議決をいただくに当たっては当然、前段としてのワーキング的な部分の審議がどのように行われていたかとか、そういったものについて事務局なり、あるいはワーキンググループの各チームの方から十分な説明を行い、必要に応じて質疑も行った上で、内容、審議経過についてご理解をいただいた上で議決をするというのが大原則でございますので、ご心配された点について十分留意して運営していきたいと考えております。

木平分科会長 多分それはそういう形にはなるとは思うんですけども、形式はそうなんですけれども、余りにも初めから真っ二つに分かれてしまっていると、実質参加できないということが起こるんじゃないかということで、できるだけこの3つについては共通的なところで説明とか質疑があって、ある一部の作業については分かれて行う、その方がいいんじゃないかといったご意見だと思うんですけども。

事務局 平成15年度につきましては、総研・センターについては昨年と同様に評価がございます。ただ、緑資源機構に関しましては、まず中期目標がどのようなものができるかといった議論がございまして、その中期目標、中期計画、そして年度計画ができた末に初めて評価の方が出てくるということになりますので、緑資源機構の方の評価がどのような形になるかというものは現在では白紙の状態にあるということでございます。今後当然林野分科会の中で3法人の評価を行っていく上で必要な整合をとるべきはとっていくことになっていくかと思っておりますけれども、御心配されるような3法人間共通の部分についての評価についての林野分科会全体としての合意ですとか、そういったことについては、少なくとも向こう1年間は生じないという日程的な状況にはなっております。

研究普及課長 ご出席いただいても、例えば中期目標・中期計画の審議について、最初にご説明があるんだと思うんですけども、実は私どもが心配しているのは、先生のご日程が非常にタイトなものですから、どうやって日程調整をしようかと考えております。それから、ご負担が非常に重いんじゃないかというのがございます。そういう意味では、非常にロジ的なものでございますけれども、全体の中の日程調整がなかなか難しい中で、例えば中期目標・中期計画等の審議について何日に設定するということについて、ご案内はもちろん差し上げます。ですから、その際にご出席いただいても別に構いませんし、ご出席していただく方が逆にいいのではないかと考えております。ですから、その辺はなかなか全体で集まるとというのが非常に難しい部分がございますので、そんな形での運用で差し支えなければ、そうさせていただきますと思います。

岡田専門委員 私も井出先生と全く同じ考え、見方をしております、幾つかの出された課題に対して、できるだけ多様な意見を述べていくことが委員会本来の期待されていることではないかと。余り専門性に細かく分断的であるよりは、多少時間的あるいはスケジュールとしてタイトになっても、構えとしてはそれを崩さないということが大切ではないかと思っております。

木平分科会長 はい、わかりました。そういうことで、原則としてこの1つの会で3つの法人の評価をやっていくという方針で運営していったらどうかということですが、ただし、委員のスケジュールはなかなか大変になりますと。

速水委員 僕は、基本的には分けながら、これは非常に妥協的な話なんですけれども、日程調整はそれぞれのパートに分けた委員を中心にしてやっていくと。当然、皆さんにも案内を出して、一番大事なものは、資料と議事録というものを全員に必ず配るといった仕組みをとりながら積極的に議事録や書類を見ていけば、少なくとも議論の流れというのはその場にいらっしゃらない方でも最低でもそういうものからは知ることができる。一番心配なのは、時間の流れとしてほとんど固まって結論を報告されて、それで決議に参加しなければいけないという状況がつけられることが、いろいろな意味で責任を持っていないのではないかとということだと思っております。そういう意味では、少なくとも一番最初の説明ぐらいは全員参画して大体雰囲気をつかんでおけば、後々は時間がない方はある程度書類でカバーするという形で常に参加する。基本的に参加なんだけれども、ある程度責任を分けてやるというぐらいのことにしておかないと、私としてはいろいろな意味で限度があるんだろうと思

います。

木平分科会長 わかりました。それでは、速水案でいきましょう。よろしいですか。

それでは、そういうことで、今後の運営について進めたいと思います。

次に、もうここで一気に内部的なグループ分けについての話まで進んでいきたいと思います。事務局の方で案を用意していただいておりますので、それをいただいて、説明をいただきたいと思います。

(資料配付)

木平分科会長 この表のとおりであります。真ん中に入っている点線は今の速水案によりまして非常に薄いものになったので、自分はこちらだけやったらいいというわけではなくて、両方やっていただくということで、基本的にこういうことをお願いしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

それでは、どうぞ皆さんご協力の方をよろしくお願いいいたします。

今後の評価あるいは中期目標案の審議の日程等については、これから適宜連絡して進めたいと思います。

それでは、最後になりましたけれども、その他ということで、緑資源公団の概要について、説明をお願いしたいと思います。

整備課長 それでは、お手元に参考資料3と緑資源公団というパンフレットと独立行政法人緑資源機構法案関係資料という3点がございますので、それについて林野庁整備課長の関からご説明させていただきたいと思っております。一応参考資料3を中心に説明しまして、写真等はパンフレットで説明していきたいと思っております。

緑資源公団の概要ということで、独立行政法人緑資源機構というのが今度この委員会でお世話になる法人であります。現在は緑資源公団という特殊法人であります。参考資料3の最後のところを見ていただきたいと思っております。実は先ほど岸研究普及課長からもお話がありましたが、特殊法人等整理合理化計画というものが平成13年12月19日に閣議決定をなされております。平成12年12月1日から1年有余にわたりまして特殊法人等の整理合理化ということが行政改革推進本部でいろいろ議論されまして、最終的にこのような計画が閣議決定されたということになります。各事業については、水源林造成事業、大規模林業圏開発林道事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、海外農業開発事業、NTT-A融資事業とございまして、これらの事業について徹底的な見直しを図る。例えばNTT-A融資事業については、廃止する。水源林造成事業についても、造成コスト等縮減ということ。それから大規模林業圏開発林道事業についても、再評価システムによる徹底的な見直し、今後の建設予定区間については、整備のあり方の検討会。特定中山間保全整備事業の採択に当たっては第三者委員会の厳格な外部評価。農用地総合整備事業についても、15年度新規着工までに地権者の同意等所定の手続きが進められない事業は中止する。また、海外農業開発事業についても、外部評価を実施して情報提供をするといったことを行う。そういうことを前提といたしまして独立行政法人に引き継ぐと閣議決定されたわけがあります。

緑資源公団の事業については、参考資料3の1ページを開いていただきたいと思っております。パンフレットは3ページでございます。緑資源公団の概要でございますが、昭和31年に森林開発公団が法律第85号によって設立されております。その後、平成11年10月に農用地整備公団の業務を承継し、名称を緑資源公団に改称したというものでございます。

目的は、農林業の生産条件、森林資源、農業資源の保全及び利用に伴います必要な林道の開設、それから水源林を造成する事業、それと一体的に行う農用地、土地改良施設等を整備する事業などを行って、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資するというものであります。これは、現在の緑資源公団法の目的規定であります。

事業は、森林関係業務としては、水源林造成事業は昭和36年度から、大規模林業圏開発林道事業は昭和48年度から、それから農林業関係業務としては、特定中山間保全整備事業は平成13年度から、農業関係業務といたしましては、海外農業開発業務は昭和57年度から、農用地総合整備事業は昭和63年度から、それぞれ実施いたしております。その平成15年度予算案における事業費はそれぞれ、水源林造成事業が411億円、大規模林業圏開発林道事業が166億円、特定中山間保全整備事業は7億円、海外農業開発業務は4億円、農用地総合整備事業が256億円で、総事業費としては844億円でございます。これ以外に国が行う調査費というものがございまして、基本調査費が7,800万円、地区調査費が7,500万円ということになっております。

組織でございますが、役員は理事長、理事6名、監事2名で、計9名でございます。職員は806人でございます。なお、今回独立行政法人に移行するに当たりまして、理事1名減ということになっております。

2ページは緑資源公団の沿革でございますが、今申し上げました森林開発公団から緑資源公団に移行するまでのそれぞれの事業の経緯を書いたものでございます。

3ページ目でございますが、緑資源公団の組織としましては、理事長、理事、監事ほか、それぞれの部局がございまして、本所は東京にございます。各事業実行に当たりまして、水源林造成事業に関する地方機関としては、支所というものがございまして、大規模林業圏開発林道事業の組織としては、地方建設部がございまして、農用地整備事業に関しては支社というものがございまして、それぞれこのような組織になっております。

それでは、水源林造成事業の概要をご説明したいと思っております。4ページでございますが、パンフレットも4ページでございます。水源林造成事業につきましては、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、緑資源公団が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うというものでございまして、対象地は農林水産大臣が地域指定した市町村、水源かん養保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地などでございます。

現在、目標面積を51万ヘクタールといたしてございまして、植栽実績は43万2,000ヘクタールでございます。これは、植栽が実施されたということでありまして、下刈等の保育の部分は、現在実行中ということござい

ます。

実施方法は、緑資源公団が費用負担者となりまして、造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結して実施するということでありまして、植栽から保育までの費用を公団が負担いたしまして、主伐収入を分収するというものでございます。

分収造林契約につきましては、5ページのところに図として書かれております。緑資源公団が造林費の負担、造林技術指導、実施計画作成指導と承認、造林木の販売、損失補償等の請求を行います。造林地所有者は土地を提供いたしまして、造林者は植栽・保育の実施、造林地の管理を行うという形でそれぞれ分担いたしまして、長期にわたります事業の実施をするというものでありまして、最終的には公団、造林地所有者、造林者で収益分収をするというものであります。

3番目の年度別事業費等の推移でございます。事業費は国費と財政投融资資金、それから緑資源債券というものでございます。平成15年度予算案は、現在国会に提出されておりますが、事業費が410億6,700万円、国費が302億2,700万円でございます。植栽面積は4,500ヘクタールを予定いたしております。

なお、この財源について注書きしておりますが、緑資源公団の事業といたしましては、水源林特別対策事業、水源複層林整備事業というものがありまして、パンフレットのところを見ていただきたいと思います。通常の水源林造成事業以外に、いわゆる広葉樹を活用するもの、複層林として実施するものという3つの事業がございます。また、今回の行政改革におきましていわゆる10分の10全額補助金が導入されてありまして、財政投融资資金からの脱却ということが行政改革で定められましたので、それに基づいて、新たな植栽については全額国費という事業になっております。

事業の効果でございますが、46都道府県で実施しておりまして、契約件数が1万6,950件、約42万ヘクタールの水源林で毎年約34億トンの水をかん養するという事業の効果を有しております。また、造林事業を通じまして毎年約150万人日分の雇用の場を提供しているということでもあります。

財政の仕組みについては、5ページの左上のところに書いてありますが、国から補助金、出資金という資金と、それから財政投融资、緑資源債券というものを入れながら、これらを償還しながら事業を実施しているというものでございます。

次に、その位置図でございます。6ページでございますが、国有林と水源林造成事業との関係を示したものでございます。東日本はどちらかと申しますと国有林が脊梁山脈地帯に多く、奥地水源林の造成という点を担っているわけでございますが、西日本の方の脊梁山脈地帯は緑資源公団の水源林造成事業が担っているということが、この図に示されていると考えております。奥地の水源地域を造林していくという事業でございます。

次に、7ページでございます。大規模林業圏開発林道事業の概要でございます。パンフレットは6ページでございます。地勢等の地理的条件が極めて悪く、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域において、当該地域の林道網の基幹となる林道の開設・改良を行い、林業を中心とする総合的な地域振興を推進するというところでございます。

大規模林道といいますと、大変大きな林道というイメージがありますが、1車線のものもございまして、大規模林業圏の開発林道であるという位置づけでございます。原則2車線というのは、相互交通ができるということでありまして、幅員7メートルで舗装ということでもあります。

それから、農林水産大臣が定める基本計画に基づきまして、緑資源公団が路線ごとに実施計画を定めるということでもあります。現在、32路線144区間ということがございまして、全体で2,167kmの計画がありまして、完成が1,201kmでございまして、進捗率が55%ということになっております。

実は、大規模林業圏の林道についても、10ページを見ていただきたいと思います。すべて2,100延々として林道があるということではなくて、国道、県道、町村道と林道をつないでいくという形になってありまして、この図面で見ますと、全国の7つの大規模林業圏、北海道、北上山地、会津最上、飛越、中国山地、四国西南、それから九州ということでございますが、それぞれ、黒いところが大規模林業圏開発林道事業の担う部分、白いところは国県道が担う部分ということで、つなぎながら全体として圏域の開発ということを行っているわけでございます。

また7ページに戻りまして、事業費といたしましては、当初予算で見ますと、平成15年度が166億2,100万円、国費が135億1,400万円でございます。延長は31.3でございます。

事業評価については、平成10年度から、原則として新規着工の翌年度から5の倍数年目に当たります事業実施中の区間について、事業再評価システムを導入いたしております。全部で約50区間ございますので、平均しますと年間10区間程度が事業再評価の対象になってありまして、それぞれ継続、計画変更、休止、中止といった形で相当見直しを行っているところであります。また、平成11年度からは新規着工予定区間に費用対効果分析による事業効果の測定等を行う事前評価を導入いたしております。また、自然環境保全のため、環境アセスメント、猛禽類保護のためのモニタリング調査などを実施いたしております。

8ページが財源の仕組みでございますが、補助金が3分の2、財政投融资資金が3分の1でございますが、平成14年度から緑資源債券という財投機関債を発行しているところでございます。こういう財源をもって事業を実施いたしまして、都道府県負担金、受益者賦課金というもので償還しているわけでございます。

9ページは、それぞれの大規模林業圏開発林道の整備状況でございます。

11ページは、特定中山間保全整備事業の状況でございます。パンフレットは8ページでございます。平成11年に緑資源公団が発足するに当たりまして、森林と農用地が混在する地域でこれらを一体的に整備する事業をということで始まった事業でございます。水源林造成事業の指定地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域におきまして、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備することにより農

林業の持続的な生産活動を促進するとともにこれを通じて公益的機能の維持増進を図るというものでございます。

それぞれ対象地域の指定の条件はここに書いてありますが、水源林造成事業の指定地域であって、農業の生産条件が不利な地域が要件ということでありまして、事業工種は、水源林造成事業、分収育林、農林業用道路整備、農用地整備、農業用排水施設整備、林地転換というものでございます。

補助率といたしましては農用地整備等が55%、ただし、一定規模以上の農林業用道路は3分の2の補助率ということでございます。また平成11年にスタートしているところでございますので、本格的な事業実施は平成15年度からということでありまして、現在、平成15年度の予算案でまいりますと、事業費が6億5,100万円、うち国費が4億3,500万円でございます。

また、現在この事業にかかわります調査が行われておりますが、地区計画調査が2件、基本計画調査が2件でございます。

12ページが、特定中山間保全整備事業の手続の流れでございまして、基本計画調査が平成11年にスタートしているわけでございますので、実際の事業着手の第1回目というものは現在1カ所でございますが、それ以外の調査の段階のものが4カ所あるということでございます。13ページが、この事業の実施箇所でございます。

14ページは、農用地総合整備事業の概要でございます。パンフレットは10ページでございます。農用地等につきましての整備ということでございまして、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図ることを目的とした事業であります。

農用地整備としては、区画整理、客土、暗渠といったもの、土地改良施設整備として、農業用排水施設、農業用道路というものでございます。

補助率は、農用地整備が45%から50%、土地改良施設整備が50%または3分の2ということでありまして、

平成15年度の事業費は255億9,800万円、国費が179億2,400万円、借入金47億円でございます。実施区域は13区域ということでございます。

また、事業評価は、平成10年度から3区域、1区域、2区域、3区域、3区域ということで、それぞれ事業再評価を実施しております。事後評価としては、完成5年後の区域につきまして、平成12年度が2区域、13年度が1区域、14年度は0区域ということになっております。

15ページは、農用地総合整備事業の負担区分と負担金の徴収方法ということでありまして、国庫補助金と財政融資資金、緑資源債券を財源として事業を実施し、負担金を徴収するというものでございます。それ以外に、それぞれ市町村や都道府県が直接財政融資資金を使わないで入れていくという部分もございます。

16ページは、農用地整備関係の地区のそれぞれの場所でございます。17ページに全国の位置図が入っております。14年度で、継続が12区域、新規着工が1区域、継続全体実施設計区域が1区域ということになっております。

18ページは、海外農業開発業務の概要でございます。パンフレットは12ページでございます。目的といたしましては、緑資源公団が国内事業を実施する上で農用地業務等を含めてこれまで培ってまいりました技術力をベースとして、これらの技術を地球規模問題の解決に資するという目的で、農業開発に関する海外での調査などの業務を実施しているものであります。

事業の種類といたしましては、国際協力事業団からの受託事業として、開発途上国の広域かつ総合的な農業農村開発計画を作成する開発調査業務及び住民参加型の総合的な農業農村開発に係るプロジェクト方式技術協力の支援業務と、農林水産省の補助事業といたしまして、住民参加型の農業農村開発を通じた食料増産、砂漠化防止などの地球規模問題の解決に資する調査業務ということでございます。受託事業は100% JICA 予算、補助事業は10分の10の補助の国費という形で事業を実施いたしているところであります。

年度別の事業費の推移でございますが、平成15年度予算案では、JICAの受託事業が4億円、農林水産省の補助事業が4億3,400万円で、合計で8億3,400万ということでございます。

また、この事業についての事業評価につきましては、平成13年度から緑資源公団が実施した海外農業開発業務について、第三者委員会による外部評価を行い、効果的・効率的な事業の実施を図るということと、結果の公表を通じまして透明性の高い事業展開を図るということで、事後評価を実施しているところでございます。

砂漠化防止対策技術開発調査は、平成14年12月に評価報告書を取りまとめました。南東スラウェシ州農業農村開発計画は、14年12月から評価の視点と指標について検討中であります。

19ページは、海外農業開発業務が展開しております世界での位置図でございます。

以上でございます。

木平分科会長 ありがとうございます。この法人の内容については、また次の機会にもご質問いただくことがあると思いますが、どうもありがとうございました。

ちょっと時間が超過したのですけれども、これももちまして閉会させていただきたいと思っております。

今回のこの評価委員会につきましては、今後、林木育種センター及び森林総合研究所の平成14年度の業務実績の評価、緑資源機構の中期目標等の審議の日程が固まり次第ご連絡いたしたいと思っておりますので、お願いいたします。

また、本日の会議につきましては、議事規則に従いまして議事録を公開させていただきます。まとめ次第、事務局から各委員に送付し、ご了解を得た上で公開することといたします。公開は、林野庁のホームページ及び文書閲覧窓口にて行う予定です。したがって、本日の資料の取り扱いについても同様となります。

以上です。どうもありがとうございました。

午後1時06分 閉会